

## [研究ノート]



## 学校法人会計における基本金の性格

——簿記処理の観点から考える——

小野正芳

小野正芳  
 千葉経済大学経済学部教授  
 長崎県出身  
 千葉大学大学院社会文化科学研究科修了

## キーワード

基本金, 維持すべき金額, 学校法人会計, 基本  
 金組入

## 1. はじめに

本稿は、学校法人会計における基本金の性格について、簿記処理の観点から考えるものである。

学校法人の簿記処理を規定している『学校法人会計基準』では「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」(第29条)とされている。

株主からの出資を受け入れ活動を行う営利企業においては、その出資を「資本金」とする。「資本金」は純資産に含まれることになり、「資本金」の増減を除く、純資産の増加分を一会計期間の利益とする。つまり、「資本金」は企業内に維持すべき金額として把握されることになる<sup>(1)</sup>。

一方、所有者がおらず、営利を追求しない学

校法人において「継続的に保持するために維持すべきもの」とは何を意味するのであろうか？ 文部科学省〔2020〕によれば、教育研究活動のために必要であり、永続的に利用する意思を持って所有している資産の額に相当する金額を活動支出に充てるべきではないという意味で、「基本金」として維持すべきである、と述べている(文部科学省〔2020〕1-1(3))。

この説明による限り、「基本金」は「資本金」と同様に財政基盤を維持するために学校法人内に維持すべきものとしてとらえられているのであり(その金額決定方法は異なるが)、「基本金」は資産と結びつけられて捉えられているのである。

企業会計において、資本の維持は大きなテーマとして扱われてきた。では、「基本金」は様々な種類がある資本の維持形態のうち、どの形態をとるものなのであろうか？ そして、「基本金」を設定する処理プロセスは具体的に何を意味し、その結果設定される「基本金」は何を維持しているのだろうか？ 本稿では、企業会計と比較しながら考えてみたい。

## 2. 学校法人会計における財務諸表と簿記処理プロセス

学校法人においては、資金収支計算書、貸借対照表、活動収支計算書の作成が求められている。

資金収支計算書は現金収支を記載する計算書

である。ただし、単に収入・支出を記載するのではなく、あるべき収入・あるべき支出を記載したうえで、実際の収入・支出との調整計算を行い、最終的に実際の収入・支出が記載される。

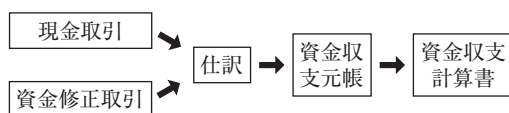
貸借対照表は資産、負債、純資産を記載する計算書であり、企業会計で作成される貸借対照表とほぼ同様の形式の財務表である。

活動収支計算書は活動収入・活動支出を記載する計算書である。活動収支計算書に計上される活動収入は企業会計での収益に相当し、活動支出は費用に相当するので、活動収支計算書は企業会計における損益計算書に相当する財務表である。

これらの財務諸表を作成するために、現行の『学校法人会計基準』では、2系統の帳簿記録が求められる。すなわち、(1)最初に現金収支に関する取引（現金取引・資金修正取引）を記録して、資金収支計算書を作成し、そのうえで、(2)現金収支に関連しない取引（活動収支取引）を記録し、貸借対照表と活動収支計算書を作成する（齋藤 [2016], 千葉 [2004], 山口 [2015], 渡邊 [2015]）。このプロセスを図示すると、以下のとおりである。

#### (1) 資金収支計算書作成のための現金取引・資金修正取引の記録

このプロセスでは、現金の増減のみが記録されるのではなく、その収支要因も同時に複式簿記によって記録される。

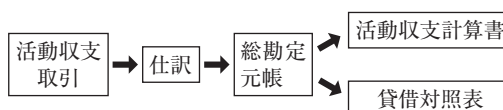


企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書が貸借対照表・損益計算書から差額計算等によって作成されるのに対して、学校法人会計においては、複式簿記によって記録された現金収支

情報から資金収支計算書が作成される。

#### (2) 貸借対照表・活動収支計算書作成のための活動収支取引の記録

このプロセスは、資産・負債・純資産・活動収入・活動支出の記録によってなされ、それぞれの要素の範囲は企業会計とは異なる部分があるけれども、記録方法はほぼ同様である。



ここで特徴的なのは、本稿の主題である「基本金」という純資産項目の増加理由が「基本金組入」という活動支出の発生項目<sup>(2)</sup>として、「基本金」減少理由が「基本金取崩」という活動収入の発生項目としてとらえられることである。

企業会計においては、原則として、「資本金」は資本取引の結果として増減するため、「資本金」増減の要因が損益計算書に計上されることはない。しかし、学校法人会計においては、「基本金」増減の要因が活動収入あるいは活動支出としてとらえられ、それが活動収支計算書に計上されるのである。ここに簿記処理の観点から見た「基本金」の特殊性を見ることができ、この点をより詳細に検討するため、まずは、『学校法人会計基準』において求められる処理を確認してみよう。

### 3. 設例による検討

以下の例にて、確認してみよう。

- 1 期末 学校法人の設立に際し、寄附100を受け入れた。  
教育に必要な備品100（耐用年数2年）を取得した。
- 2 期末 授業料などの事業収入160、人件費などの事業支出110が生じた。

3 期末 授業料などの事業収入160, 人件費などの事業支出110が生じた。  
設備等を130で更新するとともに、不足資金30を寄附金で受け入れた。

(借) 基本金組入 100 (貸) 基本金 100  
(活動支出の発生) (純資産の増加)

② 決算整理を行う。なお、1 期末において必要な決算整理はない。

(1) 1 期末における処理

『私立学校法』によると、学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備またはこれらに要する資金、その設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない(第25条)。この財産的要件を充たさなければ設立が認可されない(高橋・村山[1965]138頁)ため、設立は学納金以外(設立者の私財などの寄附)が源泉となる。1 期末においては寄附の受入れとその資金による設備等の購入の簿記処理がなされ、3つの計算書類が作成される<sup>(3)</sup>。

そのうち、貸借対照表・活動収支計算書を作成するために、寄附金収入、備品取得、固定資産の取得に伴う基本金組入に関する仕訳が行われる。取得した「備品」の金額に相当する100が「基本金」として組み入れられ、「基本金組入」額が活動収支計算書での活動支出項目となる。よって、受け取った「寄附金収入」(活動収入)が100あるけれども、「備品」の取得のために支出された場合にはそれがすべて活動支出項目となるため、活動収支計算書で計算される「繰越収支差額」は0である。なお、活動収支計算書で計算される「繰越収支差額」の累積額が貸借対照表の「繰越収支差額」となる。

最後に、資産・負債・純資産項目を残高勘定に振り替え、それをもとに貸借対照表が作成される。

仕訳・勘定記入は次のとおりである。

① 当期の活動収支取引を記録する。

(借) 現金 100 (貸) 寄附金収入 100  
(資産の増加) (活動収入の発生)  
(借) 備品 100 (貸) 現金 100  
(資産の増加) (資産の減少)

③ 活動収入項目と活動支出項目を「活動収支集合」へ振り替えたうえで差額を「繰越収支差額」へ振り替え、資産・負債・純資産項目を「残高」へ振り替え、帳簿の締め切りを行う。

【活動収支振替仕訳】

(借) 寄附金収入 100 (貸) 活動収支集合 100  
(借) 活動収支集合 100 (貸) 基本金組入 100

【繰越収支差額振替仕訳】

(借) 活動収支集合 0 (貸) 繰越収支差額 0  
(純資産の増加)

【残高振替仕訳】

(借) 残高 0 (貸) 現金 0  
残高 100 備品 100  
基本金 100 残高 100  
繰越収支差額 0 残高 0

現金		備品	
寄附金収入	100	備品	100
		残高	0
	<u>100</u>		<u>100</u>

現金		備品	
現金	100	残高	100

基本金		基本金組入	
残高	100	基本金組入	100

繰越収支差額		活動収支集合	
残高	0	活動収支集合	0

現金		備品	
現金	0	基本金	100
備品	100	繰越収支差額	0
	<u>100</u>		<u>100</u>

寄附金収入	
活動収支集合	100
現金	100
基本金組入	
基本金	100
活動収支集合	100
活動収支集合	
基本金組入	100
繰越収支差額	0
100	100
寄付金収入	100
100	100

「活動収支集合」から活動収支計算書が、「残高」から貸借対照表が作成される。

本稿の主題に関して注目すべきは、学校法人を設立するための「寄附金収入」であったとしても、いったん活動収入に算入されるということである。設立時の寄附額（のうち少なくともその一部）はその後の教育研究活動を継続するために学校法人内に維持すべきものである。よって、維持すべき金額相当額の寄附金の受け取りは企業会計における資本取引に類するものと考えられる。

企業会計においては出資者から受け入れた維持すべき資本に関して、図1のように理解することができよう。

企業は様々な収入を得るが、株主による出資額である①の収入と、企業活動（商品販売など）の代価である④の収入は、流入時点で、外部要因によって資本と収益に区別されている。ここで注目すべきは、「資本金」が出資者

によって決められた金額（出資額）として企業内で維持すべき金額とされる点であり、出資者の権利（株式）とひもづけられているという点である。そして、流入時点で「資本金」が確定し、資本の具体的形態である資産とは切り離される①。その後、「資本金」の具体的形態である資産の変化が資本運動として（松本[2007]155頁）、資本増殖運動として複式簿記によって表現される②③④。

一方、学校法人会計においては、設立時の寄附収入も、企業会計の損益計算書に相当する活動収支計算書に記載される活動収入とされる④。しかし、この処理では維持すべきものとして学校法人内に留保することができない。そこで、「基本金組入」という活動支出を同時に計上し、「繰越収支差額」（学校法人が自由に利用可能な資金）をゼロにする一方で、その分だけ純資産項目の「基本金」へ振り替えている。つまり、純資産内で、「繰越収支差額」から「基本金」への振替が行われているのであり、図2のように理解することができよう。

学校法人は様々な収入を得るが、設立のための寄附額である①の収入と、学校法人の活動（教育サービスの提供など）の代価である④の収入は、流入時点で何も区別されていない⑤。つまり、学校法人内で維持すべき金額は何ら決まっておらず、明確な目的がある寄附であっても、会計処理上はすべて活動収入項目としてまとめられる。その後、永続的な教育研究活動を実施するために必要な固定資産投資を行う際

図1 営利企業の貸借対照表

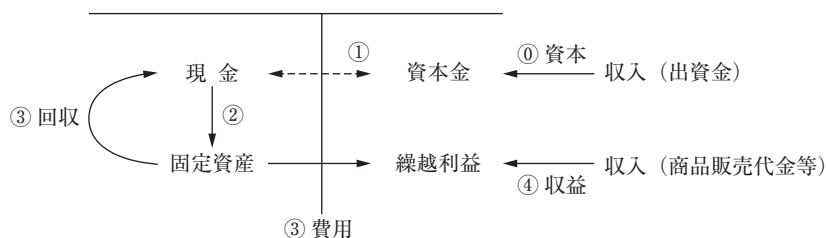
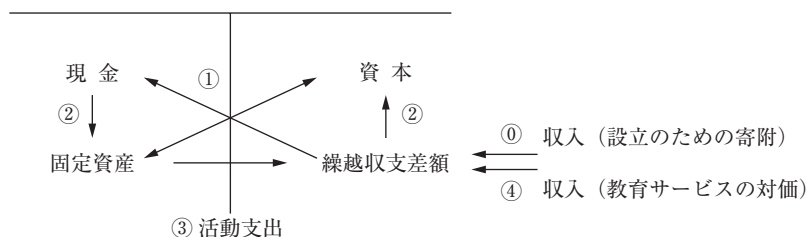


図2 学校法人の貸借対照表



に、学校法人が固定資産投資額を維持すべき金額と決めるのであり<sup>(6)</sup>、「基本金」は固定資産とひもづけられる。ここで貸借対照表においては「備品」と「基本金」が対応するものとして表示されることになる。「備品」相当額が「繰越収益差額」とはされずに学校法人内に維持されるべき金額として留保される状態を作り出しているのである。

企業会計であれば、出資額全体を維持すべきものとして認識する。その額は出資者が決めるのであり、企業自身が出資された額のうちどれだけを維持すべき金額とするかを決めることはない。一方、学校法人においては、寄附金として受け取った額のうち維持すべき額（教育研究のために必要な資産）を決めるのは学校法人である。「基本金」の性格を考察する際、この点が非常に特徴的な点であるといえる。

(2) 2期末における処理

続いて、1期末と同様に、2期中の取引が処理・集計され、2期末に計算書類が作成される。

ところで、学校法人が持つ公共性という特質は、収支計算においては収支均衡の考え方につながる（高橋・村山 [1965] 137-140頁）。ただし、単に資金収支計算書における収支差額（実際の現金収支）だけを見ても判断を見誤る可能性がある。寄附金の受け取りや固定資産の取得のように数年に一度の大きな収入・支出がある場合には、収入超過額あるいは支出超過額

が突出した値となる可能性があるからである。

そこで、活動収支計算書と貸借対照表が作成されると、短期・長期の視点から収支均衡の状態を明らかにできる。すなわち、基本金組入前収支差額が短期的な（毎年度の）収支均衡状態を表し、繰越収支差額の累積額が長期の収支均衡状態を表す（文部科学省 [2016] 15頁、検討会 [2013] 9頁）のである。

2期末の仕訳・勘定記入は次のとおりである。

① 当期の活動収支取引の記録

(借) 現金	160	(貸) 授業料収入	160
(資産の増加)		(活動収入の発生)	
(借) 教育研究支出	110	(貸) 現金	110
(活動支出の発生)		(資産の減少)	
(借) 減価償却費	50	(貸) 備品	50
(活動支出の発生)		(資産の減少)	

② 決算整理（2期末において必要な決算整理はない）

③ 活動収支振替仕訳、繰越収支差額振替仕訳、残高振替仕訳

【活動収支振替仕訳】

(借) 授業料収入	160	(貸) 活動収支集合	160
(借) 活動収支集合	110	(貸) 教育研究支出	110
(借) 活動収支集合	50	(貸) 減価償却費	50

【繰越収支差額振替仕訳】

(借) 活動収支集合	0	(貸) 繰越収支差額	0
		(純資産の増加)	



【残高振替仕訳】			
(借) 残高	50	(貸) 現金	50
備品	50	備品	50
基本	100	残高	100
繰越収支差額	0	繰越	0
現 金			
残高(期首)	0	教育研究支出	110
授業料収入	160	残高(期末)	50
	<u>160</u>		<u>160</u>
備 品			
残高(期首)	100	減価償却費	50
		残高(期末)	50
	<u>100</u>		<u>100</u>
基 本 金			
残高(期末)	<u>100</u>	残高(期首)	<u>100</u>
繰越収支差額			
残高(期末)	0	残高(期首)	0
		活動収支集合	0
	<u>0</u>		<u>0</u>
残 高			
現金	50	基本金	100
備品	50	繰越収支差額	0
	<u>100</u>		<u>100</u>
授業料収入			
活動収支集合	<u>160</u>	現金	<u>160</u>
教育研究支出			
現金	<u>110</u>	活動収支集合	<u>110</u>
減価償却費			
備品	<u>50</u>	活動収支集合	<u>50</u>
活動収支集合			
教育研究支出	110	授業料収入	160
減価償却費	50		
繰越収支差額	0		
	<u>160</u>		<u>160</u>

2 期末においては、活動収支計算書（「活動収支集合」から作成される）における「繰越収支差額」が0になっていることから、短期的な収支の均衡状態を保っており（短期的な収支均衡状態を保つように予算措置された事業支出であったとも言い換えられる）、一方、貸借対照表（「残高」から作成される）における「繰越収支差額」が0になっていることから、長期的な収支の均衡状態を保っていることが分かる。

1 期末の簿記処理と合わせて考えると、この仕組みは次のように理解できよう。「基本金」の存在により、活動収入に含まれる維持すべき部分として充当すべき部分が収支から分離され、それとともに活動支出が“活動収入－減価償却費”の金額になるよう規定され、短期の収支均衡達成の目標値となる。そして、「基本金」が組み入れられている場合、収支均衡を前提とすれば、「繰越収支差額」の累積額がゼロになることによって、設立時の状態を保っているシグナルとなる（マイナスになると、設立時の状態を保つことができいないシグナルとなる）。この理解が正しければ、「基本金」は学校法人が必要な資産を維持して活動を継続することを可能にするという機能を果たしていることになる。

### (3) 3 期末における処理—備品更新前—

続いて、2 期中の取引の簿記処理と同様に3 期中の取引が簿記処理され、3つの計算書が作成される。3 期末（設備更新前）においても繰越収支差額、繰越収支差額の累積額が0になることにより収支均衡が達成されている状態である。

3 期末（設備更新前）の仕訳・勘定記入は次のとおりである。

#### ① 当期の活動収支取引の記録

(借) 現金 160 (貸) 授業料収入 160  
 (資産の増加) (活動収入の発生)

(借) 教育研究支出 110	(貸) 現 金 110
(活動支出の発生)	(資産の減少)
(借) 減価償却費 50	(貸) 備 品 50
(活動支出の発生)	(資産の減少)

残 高	
現 金 100	基 本 金 100
備 品 0	繰 越 収 支 差 額 0
100	100

② 決算整理（3期末において必要な決算整理はない）

授業料収入	
活動収支集合 160	現 金 160

③ 活動収支振替仕訳、繰越収支差額振替仕訳、残高振替仕訳

教育研究支出	
現 金 110	活動収支集合 110

【活動収支振替仕訳】

(借) 授業料収入 160	(貸) 活動収支集合 160
(借) 活動収支集合 110	(貸) 教育研究支出 110
(借) 活動収支集合 50	(貸) 減価償却費 50

減価償却費	
備 品 50	活動収支集合 50

【繰越収支差額振替仕訳】

(借) 活動収支集合 0	(貸) 繰越収支差額 0
	(純資産の増加)

活動収支集合	
教育研究支出 110	授 業 料 収 入 160
減 価 償 却 費 50	
繰 越 収 支 差 額 0	
160	160

【残高振替仕訳】

(借) 残 高 100	(貸) 現 金 100
残 高 0	備 品 0
基 本 金 100	残 高 100
繰越収支差額 0	残 高 0

本例では教育研究活動に必要な資産は耐用年数2年の「備品」であった。学校法人の永続性を前提とすれば、「備品」は更新されることになる<sup>(7)</sup>。「備品」は減価償却されることによりゼロとなっているが、相当額が「現金」として学校法人内に残る計算構造となっている。つまり、「備品」と「基本金」だけが結び付くのではなく、「備品」が流動化するにつれて「備品」+「現金」が「基本金」と結びつき、教育研究活動に必要な資産を維持する構造になっていると解釈できよう。

(4) 3期末における処理—備品更新—

学校法人の永続性を前提とすれば、活動開始から2年経過した3期末時点で「備品」が更新される。ただし、本例では3期末に、教育研究活動のために必要な備品が130に値上がりしている状態である。そのため、本例では「備品」を更新するために追加の寄附を受け入れている<sup>(8)</sup>。以下では寄附金の追加受け入れ、「備品」の更新、「基本金」の追加組入の処理が行われる<sup>(9)</sup>。

現 金	
残 高 ( 期 首 ) 50	教育研究支出 110
授 業 料 収 入 160	残高(期末更新前) 100
210	210

備 品	
残 高 ( 期 首 ) 50	減 価 償 却 費 50
	残高(期末更新前) 0
50	50

基 本 金	
残 高 ( 期 末 ) 100	残 高 ( 期 首 ) 100

繰越収支差額	
残高(期末更新前) 0	残 高 ( 期 首 ) 0
	活 動 収 支 集 合 0
0	0

① 当期の活動収支取引の記録

(借) 現 金 30	(貸) 寄 附 金 収 入 30
(資産の増加)	(活動収入の発生)
(借) 備 品 130	(貸) 現 金 130
(資産の増加)	(資産の減少)
(借) 基本金組入 30	(貸) 基 本 金 30
(活動支出の発生)	(純資産の増加)

② 決算整理（3期末において必要な決算整理はない）

③ 活動収支振替仕訳、繰越収支差額振替仕訳、残高振替仕訳

【活動収支振替仕訳】

(借) 寄 附 金 収 入 30	(貸) 活 動 収 支 集 合 30
(借) 活 動 収 支 集 合 30	(貸) 基 本 金 組 入 30

【繰越収支差額振替仕訳】

(借) 活 動 収 支 集 合 0	(貸) 繰 越 収 支 差 額 0
	(純資産の増加)

【残高振替仕訳】

すでに更新前に一部の残高振替を行っているが、改めて全額を振り替える仕訳を示す。

(借) 残 高 0	(貸) 現 金 0
残 高 130	備 品 130
基 本 金 130	残 高 130
繰越収支差額 0	残 高 0

現 金	
残高（期首）	50
授業料収入	160
寄付金収入	30
	<u>240</u>
教育研究支出	110
備 品	130
残高（期末）	0
	<u>240</u>

備 品	
残高（期首）	50
現 金	130
	<u>180</u>
減価償却費	50
残高（期末）	130
	<u>180</u>

基 本 金	
残高（期末）	130
	<u>130</u>
残高（期首）	100
基本金組入	30
	<u>130</u>

繰越収支差額

残高（期末）	0	残高（期首）	0
	<u>0</u>	活動収支集合	0
			<u>0</u>

残 高

現 金	0	基 本 金	130
備 品	130	繰越収支差額	0
	<u>130</u>		<u>130</u>

授業料収入

活動収支集合	160	現 金	160
--------	-----	-----	-----

寄付金収入

活動収支集合	30	現 金	30
--------	----	-----	----

教育研究支出

現 金	110	活動収支集合	110
-----	-----	--------	-----

減価償却費

備 品	50	活動収支集合	50
-----	----	--------	----

基本金組入

基 本 金	30	活動収支集合	30
-------	----	--------	----

活動収支集合

教育研究支出	110	授 業 料 収 入	160
減 価 償 却 費	50	寄 付 金 収 入	30
基 本 金 組 入	30		
繰越収支差額	0		
	<u>190</u>		<u>190</u>

4. 学校法人における維持すべき金額の意味

企業内に維持すべき金額の計算は利益計算と表裏一体である。上野 [1993] によると、利益計算は測定単位と測定基準の組み合わせによって規定される（上野 [1993] 14頁）。測定単位には名目貨幣単位・一般購買力単位・個別購買力単位・貨幣収益力単位があり、利益計算を行



う際、維持すべき期首資本の修正を行うために適用される。名目貨幣単位が適用される場合には、期首における維持すべき資本の金額をそのまま期末における維持すべき資本の金額とする。一般購買力単位が適用される場合には、期首における維持すべき資本に一般物価変動率を乗じた値を期末における維持すべき資本とする<sup>10)</sup>。つまり、測定単位が維持すべき額をどのタイミングでどのくらい変動させるかを規定する。一般物価・個別物価・貨幣収益力が変動したタイミングで、その変動分だけ維持すべき資本を増減させる。したがって、企業会計においては、企業外部の出資者の出資額によって決定した「基本金」が、物価変動などの外部要因によって変動することになり、変化する外部環境が所与として与えられたうえで、維持すべき資本が与えられ、その中で企業がより多くの利益獲得を目指すことになる。

一方、学校法人においては資産更新時に、新資産の取得原価が旧資産の取得原価（＝すでに計上されている「基本金」）の額を超える場合には、その超過額が追加で「基本金」に組み入れられる。「基本金」に対応する資産の価格変動が生じたときに「基本金」を変動させるわけではないが、“更新”という一定の事象が生じたときに「基本金」が増減することになる<sup>11)</sup>。この処理は“更新”をメルクマールにした維持すべき金額の増額と言えないだろうか。

学校法人会計においては、維持すべき金額を学校法人自身が決めるのであり、外部要因に左右されることはなかった。したがって、その維持すべき金額を増減させる必要があるとすれば、外部要因に左右されないように実施される必要があろう。その点、学校法人が教育研究活動に必要な資産を自らの意思に基づいて更新する際に「基本金」を増減する処理は、維持すべき金額の会計処理という点からは一貫性のある扱いと言える。

ただし、学校法人会計の「基本金」の処理

は、その時点で新資産への更新を可能とする金額を維持できる仕組みではない。企業会計に関して主張されてきた多くの資本維持計算は、その会計期間の一般物価変動・個別物価変動・貨幣収益力変動にあわせて維持すべき資本を変動させる。したがって、多くの資本維持計算においては、期末時点で新資産への更新を可能にする資本を維持できるような構造が作られている。しかし、学校法人会計の「基本金」の処理は、あくまでも、更新した資産に要した資金を更新のタイミングにおいて維持するだけであり、例えば、継続的に物価が上昇している場合には、資産使用中に資産を更新する資金を維持できている保証はない。

このように、学校法人会計における「基本金」は、教育研究活動のために必要な資産と直接結びつき、資産が更新されるたびにその時点で必要な金額にアップデートされる。これまで企業会計の領域で主張されてきた資本維持計算とは異なる計算構造を有するけれども、それと類する機能を有していると考えられる。人口減少社会に入り、学校法人の経営が難しい局面に直面する現在、学校法人を維持するための基礎的な資産の維持に関する計算構造を解明することが必要であり、今後の課題である。

注(1) ある期間の利益を配当しない場合、翌期においてはその利益も維持すべき金額となる（当初の資本金とある期間の利益の合計額を超える純資産の増加額が翌期の利益とされる）。ここでは、ある期間の利益がすべて配当されることを前提としている。

(2) 活動収入の発生と取消と考える可能性もあるが、当該項目については、これに先立つ収入の発生がないため、ここでは活動支出の発生ととらえる。

(3) なお、本稿は「基本金」の性格を主題としているため、「基本金」に関連しない資金収支計算書作成のための現金取引・資金修正取引の記録については割愛する。

(4) いったん収益としての性質を持つ項目として

記録されることを意味する。

- (5) 2 期末以降の処理のとおり、授業料収入も活動収入とされる。
- (6) 実質的には学校法人の経営者が決定することになるであろう。
- (7) もちろん物的に同様の「備品」に更新するかどうかは不明だが、同様の教育研究活動を行っている場合には、同様の機能をもつ「備品」に更新されることが前提とされる。
- (8) 教育研究活動に必要な資産の値上りを繰越収支差額で賄うケースも考えられる。ただし、いずれのケースであっても、更新後の「基本金」の金額は同額である。
- (9) 資産の更新の際には、更新前資産の取得原価と更新後資産の取得原価の差額が追加で「基本金」に組み入れられる。その結果、「基本金」は更新後の資産の取得原価相当額となる。
- (10) 同様に、個別購買力単位が適用される場合には、期末における維持すべき資本は期首における維持すべき資本に個別物価変動率を乗じた値であり、貨幣収益力単位が適用される場合には、期末における維持すべき資本は期首における維持すべき資本に貨幣収益力（市場利子率）を乗じた値となる。
- (11) 新資産の取得原価が旧資産の取得原価を下回る場合には、その差額分だけ「基本金」を取り崩すとともに、「基本金取崩額」という活動収入を記録する。そのため、そのような場合には「基本金」から「繰越収支差額」への振替が生じることになる。

#### 引用文献

- 泉宏之 [2007] 「公会計と簿記」『日本簿記学会年報』第22号, 32-35頁。
- 上野清貴 [1993] 『会計利益測定の構造』同文館。
- 上野清貴 [2011] 「キャッシュ・フロー会計と複式簿記の統合論理」『日本簿記学会年報』第26号, 21-27頁。
- 梅田守彦 [2009] 「学校法人のキャッシュ・フロー計算書」『中京経営研究』第18巻第2号, 41-49頁。
- 梅田守彦 [2010] 「学校法人の資金収支計算書」『中京経営研究』第19巻第2号, 45-53頁。
- 大塚成男 [2002] 「地方公共団体の財務会計制度における当面の改革に向けた提案—現金主義の下での複式簿記の導入—」『会計検査研究』第26号, 149-161頁。
- 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 [2013] 『報告書：学校法人会計基準の在り方について』。
- 齋藤力夫 [2016] 『学校会計入門』中央経済社。
- 私学研修福祉会 [2016] 『私立短大経理事務等研修会：学校簿記入門』。
- 高橋吉之助・村山徳五郎 [1965] 「『学校法人会計基準』について」『会計』第87巻第6号, 133-154頁。
- 千葉洋 [2004] 「学校法人会計における一元的帳簿組織試論」『三田商学研究』第47巻第1号, 139-149頁。
- 藤井秀樹 [2011] 「資金会計と複式簿記」『簿記学会年報』第26号, 48-57頁。
- 松本敏史 [2007] 「資本循環公式の拡張と現代的意義」『複式簿記—根本原則の研究』白桃書房。
- 文部科学省 [2016] 「学校法人会計基準について」説明会資料。
- 文部科学省 [2020] 「基本金の定義について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/001/002/004/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001/002/004/001.htm) (2020年5月25日閲覧。なお、この資料は2009年以前に登録されている旨の記載がある。)
- 山口善久 [2015] 『学校法人会計と複式簿記のすべて』学校経理研究会。
- 渡邊徹 [2015] 『学校簿記演習』学校経理研究会。